#### 第5号議案

## 2007年度 活動課題・事業計画

## 研究実践課題 —

すべての生徒・保護者に、人権・部落問題について の正しい理解と認識をつちかっていくため、教職員み ずから人権・部落問題についての認識を深め、実践し ていこう。

教育内容の創造と実践につとめ、部落差別をはじめ あらゆる差別の撤廃に取り組むことのできる力量と集 団を育てよう。

教育の機会均等の権利と進路を保障するとりくみを 進めよう。

同和教育を通じて真の人権教育を展望し、「ともに 生きる」社会の実現をめざすとりくみを進めよう。

## . 2007年度の取り組みに向けて

## 1、はじめに

本研究会の前身である奈良県高等学校同和教育研究会の結成されたのは、1957年6月でありました。その後2002年より奈良県高等学校人権教育研究会と名称を変更し、今日に至っています。この間の半世紀に及ぶあゆみは、本県の高等学校等における人権教育の歴史をつくってきたと思います。そして、本年度50周年の節目の年を迎えました。

この50年の歴史は、部落解放をめざした教育、すべての 生徒の教育の保障に取り組んでこられた先達をはじめとす る私たちのすべての誇り得る財産として、意識されていい と思います。

そして今、この50年の歴史を受け継ぎ、21世紀を「人権と共生の世紀」にと願い、日々の実践に取り組んでいる私たちが、今後の教訓とすべきことは何であったか、今一度確認し合わなければいけない時期でもあると思います。

今年、50年の取り組みの成果を踏まえるとともに、新たなる展望を見すえた研究実践課題の設定に取り組んでいきたいと考えています。

また、第2次世界大戦の反省から得た多くのことを教訓とし、国民主権・戦争の放棄・基本的人権の尊重の3つを主柱とする日本国憲法を産みだし、民主主義の国として再出発しました。今年は、この日本国憲法が施行されて60年目の年でもあります。この60年以上の間、日本は一応の平和を享受し、経済的にも大きく発展し、私たちのくらしは豊かになりました。

しかし、近隣のアジア諸国との関係で課題である歴史認 識の問題等を残しています。また、私たちは、ともすれば 先の戦争から得た様々な教訓を忘れがちなのではないでしょうか。戦後に生まれた人が国民の約7割になり、民主主義の国としての再出発した当時を経験してきた人たちの高齢化も進んでいます。このような中、私たちは、「最大の人権侵害」である戦争の事実とその教訓を、きちんと次世代を担う生徒たちに伝えていきたいものです。

2004年末に終了した「人権教育のための国連10年」の取り組みは、1997年7月の国の「国内行動計画」をはじめ、奈良県他の全国各地での行動計画の策定、人権教育の推進体制の整備等の成果をもたらしました。また、2000年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行、2002年の「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定により、人権教育の目的、国や地方公共団体等の果たすべき役割などが示されてきました。

2004年12月10日の国連総会で「人権教育世界プログラム」を2005年1月1日から開始することを採択しました。このプログラムは、第1段階として、2004年から2007年末までの3年間、初等、中等教育制度に焦点を絞った取り組みを進めることを提案しています。ここでは、学校制度における人権教育の現状分析、優先課題の設定について提起されています。この提起が、国、各都道府県で具体的な取り組みとして、積極的に進められることが望まれます。私たちも、日常の教育活動の中でこの提起を意識しながら人権教育をさらに進めていきましょう。

また、文部科学省が、2004年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第1次とりまとめ〕」を公表し、2006年1月には具体的な事例を含む〔第2次とりまとめ〕を公表しました。これは、課題・問題点も多く含んでいますが、道徳教育ではなく人権教育としてまとめられたことをはじめ、「態度や行動に表れるような人権感覚」といった表記、学級・学校づくりや人権教育の組織的体制づくりについて提起している点など、これまでの人権・同和教育の実践が明らかにしてきた成果や教訓がいかされ、人権教育の推進や深化・充実に活用できる内容となっています。

一方県では、「国連10年」の県行動計画の基本理念を受け継ぎ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針として「奈良県人権施策に関する基本計画」が2004年に策定されました。学校教育の分野では、県教育委員会により、「人権教育推進プラン」が2001年に策定され、2006年には、「人権教育学習プログラム」が出されました。このように、人権教育の重要性が、国の内外を問わず示され、その推進が強く求められています。各校においても、これらを踏まえ、すべての教科・領域に人権教育を位置づけ、教育活動全体を通じて人権教育が推進されなければなりません。

社会が急速に変化し続けている今、確かな人権感覚と、 行動力を身につけた生徒を育成することは、私たちに課さ れた急務であると言えるでしょう。その責務を果たすため には、私たちは、生徒たち一人ひとりの姿をしっかり把握 しなければなりません。さらに、一人の目で見るのではなく、多くの教職員の目で生徒を見ることでより正確に状況を把握できます。お互いが信頼関係で結ばれている、集団としての教職員の力が必要です。私たちは、お互いが信頼できるなかまとして、子どもがいきいきと学校の門をくぐる、人権の視点の根付いた、豊かな学校文化の創造をめざしていきたいものです。

# 2、人権の21世紀を創造するためにめざしたいこと

## (1)同和教育の成果と課題

同和教育50余年の取り組みの中で、私たちは、部落問題の学習を通して、さまざまな差別や人権の課題について、科学的な認識を培い、人権を尊重する態度や行動力を育成することに取り組んできました。同和教育が、人権教育の基礎を築いてきたと言えます。

同和教育の取り組みが始められた頃の部落の子どもたちは、保護者の不安定な就労・住環境の劣悪さのために教育を受ける権利さえ奪われているという状況にありました。このことは、長期欠席・不就学の率の高さや、高校進学率が県全体の半分以下という数字にも表れていました。さらに、就職時における差別的な選考も、部落の子どもたちの進路保障を不安定なものにしていました。

このような課題を解決するために「差別の現実に学ぶ」ことを基本姿勢とした同和教育の取り組みが始まりました。それは「靴べらしの同和教育」と言われるほど何度も何度も地域に入り込み、部落差別の実態と子どもたちの課題に気づき、その上にたって教育や進路を保障していくという取り組みでした。その中で、高校進学率における較差の是正、卒業後の進路も保障されるようになってきました。

また、こうした取り組みは、部落の子どもたちだけでなく、さまざまな課題を持つ生徒たちを大切にする取り組みとして広がり、すべての子どもの進路を保障し、人権意識を高めるための教育として展開され、一定の成果をあげてきました。

つぎに、部落問題を中心に、差別に対する科学的なもの の見方や考え方を育て、その解決に向けて行動する意欲と 実践力を培う教育内容を創造してきました。

さらに、被差別の立場の生徒たちを中心に、部落解放研究会やホームルーム活動において、くらしや仕事を見つめることを通しての、なかま集団づくりに取り組んできました。

また、各学校での同和教育推進体制も整備され、ほとんどすべての学校で同和教育部が校務分掌に位置づけられ、

全校での組織的な取り組みの体制が確立されてきました。

しかし、いくつかの課題も残されています。例えば、差別の問題を取り上げるときに、知識面の学習だけにとざまってしまい、差別と自分とのかかわりまでふみこめていない傾向がありました。このことが、被差別の立場の生徒に将来への不安感を過度に持たせてしまったり、逆に、他の生徒には「差別は自分とは関係がない、差別されている人の問題だ」という意識を持たせてしまうことがあります。また、差別の問題について、知識として理解していても行動になかなか結びつかないという課題も、「人権問題に関する高校生意識調査」('04年度実施)他の調査などから浮かび上がっています。

## (2)人権教育とは

人権の21世紀を創造するためには、すべての人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く根付いた社会の実現することが求められます。人権教育とは、この社会の実現をめざして行われる教育の営みであると考えます。

このなかで、すべての人間が自分らしさを発揮し、自尊感情(セルフエスティーム)を高め、自分も他人も大切だと考え、互いを認め合い、支え合いながらともに生きていくことができる社会の実現に向けて、主体的に取り組もうとする人間を育成していくことが求められています。

その教育の中でめざすことを以下の3点に整理しました。 人権を尊重する人間を育てること。

人間の尊厳を基本として、社会に存在するさまざまな人権問題の解決をめざし、個別の人権問題についての正しい理解と認識を培うとともに、人権尊重の実践的態度を育成することです。

本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること。

自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼や やればできるという成就感などを育むことです。

人と人とが豊かにつながり、共に生きること。

他者との出会いを肯定的にとらえ、多様な価値観 や生き方にふれながら、他者と共に生きることの意 味を実感できるようにすることです。

これらのことを身につけることで、例えば、友人間の冗談であっても差別語が用いられることは人権の侵害であると感じる人権意識が育まれ、侵害された人権を守るための対応を考えて実行に移せる実践力が培われるものと考えます。このような「生きる力」を人権教育により育成すべきであると考えます。

# (3)人権が尊重された、一人ひとりが輝く学校 文化の創造に向けて

豊かな人権感覚を身につけ、差別をなくす実践力を持つ 生徒を育成するためには、人権教育を特別な活動としてホ ームルームや人権教育の行事の時間だけに閉じこめておく のではなく、全教科・領域にわたり全員で取り組まれるこ とが必要です。人権教育は、授業をはじめ、あらゆる教育 活動の中に息づいていなければなりません。学校の活動す べての根幹に人権尊重の理念が据えられていなければなり ません。そのためには、授業は一人ひとりの生徒がいきい きと参加し、自分自身のかけがえのない位置や自分と集団 ・社会との関係をつかみ取っていくことのできる場でなけ ればならないということです。学ぶ喜びが感じられる授業 であってはじめて生徒自身が、自ら生きる力をつかみ取っ ていくことになると考えます。そうした普段の教育活動の 中において、生徒たちは人権感覚を身につけ、その中で初 めて、人権学習が内実をともなったものになっていきます。 人権教育は、あらゆる教育活動の中に息づいていなければ なりません。

人権教育を推進する機会は、総合的な学習の時間にもあります。総合的な学習は、生徒が自主性と問題を解決する能力を身につけることを目的としています。各校で創意工夫を凝らし、総合的な学習の時間にも人権教育を積極的に推進していきましょう。

### 3、人権教育の内容を創造しよう

## (1)人権教育に取り組む前に

人権学習を進めるためには、まず私たち教職員が、人権問題を自分の課題としてどのように追求しているかを問い直すことが大切です。また、今までの学習が結果として「こんな差別がある」「差別はいけないことだ」ということを認識するだけの学習にとどまっていなかったか、普遍的な人権尊重の精神の涵養につながっていたかということを点検していく必要があります。さらに、「人権問題に関する高校生意識調査」('04年度実施)により浮き彫りになった高校生の全体的な意識をしっかり認識し、目前の生徒にとって、今何が課題なのかを明確にしなければなりません。そして、人権問題について考え、その課題解決の力を培うことのできる、より効果的な手法と教材を創造し、工夫を凝らした学習を展開することが求められます。

## (2)人権問題の課題解決につながる学習を

~ 普遍的な視点からのアプローチ~

学習者が自発的に学べる学習をめざそう

人権学習は、普遍的な人権の概念を学ぶとともに、人権問題と自分のかかわりに気づき、その問題解決に役立つ学習でなければなりません。差別の問題にかかわる事実や知識の学習にとどまってしまったり、「差別はいけない」という結論を急ぎすぎると、誤った知識を持ち、その問題を忌避してしまうことがあります。そうならないように、知識の伝達で終わらず、その問題についてさまざまな意見を出し合い、ちがう価値観に出会うことで葛藤し、問題解決に必要な技能や態度を育む学習が必要です。

つまり、「教える」という学習スタイルだけですませるのではなく、「気づき」や「発見」を大切にして、問題解決に向けての方法を自ら学び取る学習スタイルへと発想の転換をはかりたいものです。

### 手法や方法の創意工夫をさらに進めよう

人権教育の学習スタイルについて、手法や方法を絶えず 創意工夫することが必要です。その代表的な方法の一つは、 自尊感情の高揚を目的とした手法です。「どうせ自分なん か」「どうしてあの人たちばかり」という気持ちを持った子 どもに、他者の人権を気づかせることは困難です。まずは、 自分の立場と生き方に誇りを持ち、自分を価値あるものと して思えるようにならなければなりません。自分は集団の 中で受け入れられ、認められているんだという自尊感情が 高まるほど、他者の人権にも気づいていき差別語を使わな くなったという実践も報告されています。

また、参加型学習は、差別や人権侵害を目のあたりにしたとき、どのようにその問題を捉え、行動するかという課題解決に必要な技能や態度を身につけさせる効果的な手法です。この手法により、人の話や思いを聞き、情報を分析して、自分の気持ちや意見をはっきりと伝える「知的スキル」や、異なる生き方や価値観を持った相手を尊重しながら、自分を表現することでプラスの関係を結ぶことのできる「社会的スキル」、また、不合理・矛盾や差別を許さずその解決のために積極的に行動する「態度」を身につけることができます。

『なかま 高等学校』には、この技能や態度を養うことができる、ワーク編が取り入れられています。

各学校において、以上のような学習スタイルの効果を見極めながら、子どもたちの必要性に合った学習を効果的に進めるとともに、その目的に適応する新たな教材の開発を進めていきましょう。

## (3)人権に関するさまざまな具体的な課題の解決 ~個別的な視点からのアプローチ~

人権教育を進めるためには、上で述べたような普遍的な 視点からアプローチして問題の解決につなげていく手法と、 部落問題、障害者、在日外国人、ジェンダーなど、それぞ れ個別の課題の視点からアプローチしてさまざまな差別の 解消につなげていく手法との両者があいまった学習を展開 する必要があります。推進委員会や各種研究委員会の場で、 さまざまな課題解決に向けた教育活動の創造について各校 の実践交流を行っていきたいと思います。

次にそれぞれ個別の課題についてふれていきます。

#### 部落問題学習の深まりのために

部落問題学習においては、部落差別の歴史的事実と、今なお残る差別の実態を科学的に明らかにすることを通じて、「部落差別と、それを支える社会意識」のありように気づかせ、その中での自分との関わりを考えさせるような学習展開が必要です。特にその際、一人ひとりの生徒に、差別の不合理性について理解させることと同時に、学校や家庭、地域等への主体的参加のもとで、他者との関係の中で「差別をなくす行動」を担える資質の育成をめざすことが、「部落差別をなくすための学習」として重要であるといえます。

学習の具体的なテーマとしては、迷信やケガレ意識、結婚差別の問題、近畿統一用紙の取り組み、反差別の運動から人権確立のまちづくりへの歩み等々から、生徒の実態に応じて取り組むことが考えられます。いずれの場合でも、なかま集団づくりの活動をふまえて、差別をなくすための自分の行動(役割)を、学校・家庭・地域等の集団の中で考えさせることが肝要です。

また、「部落史の見直し」が提起する視点は、部落差別がつくられ、今なお残されていることについて、単に政治権力の責任に収束させてしまうのでなく、部落をとりまく地域住民の意識のありように視点を当てる学習を通して、部落問題の解決を自分自身の問題として捉えさせるという課題に迫ろうとするものです。したがって、限られたホームルームの時間内に、生徒たちに部落史を通史として学ばせることよりも、見直しの視点をふまえて、各テーマの学習の中で必要な歴史的事実を提示したり、生徒の疑問に答えられるような教材の開発や、私たち自身の部落問題認識の深化が求められているといえます。

さらに、部落問題の解決を地域社会の重要な課題であると捉えたとき、現在各地で進められている、部落出身者や障害者・外国人等の多様な人々がともに暮らす人権確立の「まちづくり」の取り組みから学ぶことは、他の人権学習課題との連携をはかり、学校の特色に応じた人権学習を展開する上でも、今後重要な学習テーマになると考えます。

「狭山」の問題については、私たちはこれまで同和教育の重要な課題と位置づけてきました。事件の経過や石川さんの生きざま等の中に、同和教育の課題が凝縮されているからです。生徒たちにどのような力をつけていくのか、これらの教材化についても交流し、論議を深めていきたいものです。

#### 障害者との共生をめざして

障害者基本法の基本的理念には、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、また社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と述べられています。また、奈良県の新長期計画には、障害者の「完全参加と平等」を目標に、障害者が障害を持たない者と同等に生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念が挙げられています。

私たちは、これまでも「ともに生きる」社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを行ってきました。しかしながら、人権作文集の作品などの中には、社会の中にいわゆる「ガイジ」発言や、障害者に対する差別・偏見がまだまだ残っている様子が描かれています。しかし、そのことを間違っていると指摘し、自分の生き方に反映させようとしている生徒たちも数多くいます。私たちは、この生徒たちの思いを発展させ、まわりの生徒たちに広げていくよう取り組みましょう。

## 国際理解教育を推進するために

現在の日本社会では75人に1人が外国人であるなど、日本社会の国際化が進み、地域や職場そして学校で外国人とふれあうことが日常的になっています。このため、ともに日本社会で生活を築き営むものとして、国籍、民族に関係なくそれぞれの人権が尊重され、互いを認め合えるような社会および人間関係づくりが必要です。

しかし、現実には様々な課題があります。在日コリアンを取り巻く状況や中国から帰国した人たち、さらにアジアや中南米諸国などの国々から渡日してきた人々に対する差別や偏見など、新たな人権問題が起こってきています。また、中国やアジア近隣諸国との歴史認識をめぐる問題もあります。私たちはこのような状況の中で国際理解教育を展開していかなければなりません。

そのためには、身近にいる中国帰国生徒や新渡日生徒との交流による、言語や習慣、宗教などの異文化にふれる体験を通して多文化共生の意識を育んでいくことが必要です。また、正しい歴史認識に基づき、在日外国人の生活と思いを学習していくこと、さらに在日外国人が抱える諸課題に気づかせるとともに、自らの外国人に対する意識の見直しを促していくことが大切です。

#### 高度情報化社会を生きる力を育もう

2005年4月1日より個人情報の保護に関する法律が施行され、個人情報管理に関する意識を高めることが更に求められるようになりました。生徒たちにも自他の個人情報を守る意識を持たせるとともに、情報管理のための知識を培う

ことが大切になっています。さらに、インターネットのハード・ソフト面の進化の速度はすさまじく、利便性も高まっていますが、技術の進歩にモラルが追いつかない状態といえます。このような状況の中、メディアリテラシー(メディアが提供するさまざまな情報から何が真実かを読みとったり、情報を効果的に活用したり、発信したりできる能力)を高めていくことが求められます。

また、インターネットの匿名性がもたらす人権問題として、掲示板やチャットにおける差別書き込みや誹謗中傷があります。最近は特に携帯電話のサイトにおいても問題が拡大しています。生徒たちが生きていくこれからの社会は、情報に関することが否応なく必要となる社会ですが、ネット上の社会も、人と人との関わりの中で成り立っているということを生徒たちに教えていかなければなりません。自分を大切にすること、他人を尊重すること、ひとの痛みを感じ取れるようになること、つまり人権を大切にすることこそ高度情報化社会を生きる力の基礎となることを確認しましょう。

そして、具体的な取り組みを進めていくときには、個人情報の保護の重要性、匿名性の中に潜む危険性、ネットワークの持つ大きな影響力、知的所有権の保護などの点に留意することが大切です。

#### 平和教育を推進するために

先の大戦から62年目をむかえ、首相も戦後生まれの時代になりました。日本はあの戦争において、原爆投下などの甚大な被害を受けました。しかし、その一方で植民地支配を通じて、あるいは戦場となった地域における、様々な加害行為があったことも忘れてはなりません。自国中心の歴史観では、アジアの人々との間に理解と信頼が築けないことは、改めて言うまでもありません。

戦争における被害と加害の双方について、深刻な経験を 積み重ねた日本だからこそ、平和について発信できるメッ セージは数多くあるはずです。しかし、戦争体験のない世 代が日本社会の殆どを占めるようになりました。こうした 体験を、次代の日本社会の担い手である生徒に伝えていく ことが、今改めて大切な課題となっているのではないでしょうか。多くの生徒にとって先の戦争は、自分が生まれる 数十年前の出来事であり、自覚的に学ぼうという姿勢を持 たない限り、こうした体験は受け継がれることはなく、い ずれ忘れ去られてしまう可能性は否定できません。

一方、今日の世界に目を向けると様々な戦争・紛争や、それに伴う悲惨な現実があります。これらに関わる報道が日々なされる今日の情勢では、生徒にとってはそちらの方が身近で興味があるかもしれません。しかし、ニュースで戦争も含めた様々な国際情勢がリアルタイムに届くという環境のなか、知識は一定量持っているものの、画面の向こう側ではどれだけ悲惨な現実が進行しているか、という想

像力を我々は生徒に持たせているでしょうか。あるいは、 インターネットなどによって様々な情報を手軽に入手でき るようになった一方で、それらの内容の真偽や是非も含め て主体的に判断できる力量を生徒に身につけさせているで しょうか。

ここで私たちは、「多くの人の命と生活を奪い取る戦争こそ、最大の人権侵害である」という、これまで確認してきた原点に立ち返る必要があります。いかなる理由であれ、武力行使で問題を解決することは、多くの人々の生きる権利を奪うことになると認識し、平和教育を推進していかなければなりません。

なお、ここでいう平和な社会とはあらゆる国や地域で戦闘がない、という意味に留まるものではありません。それは世界のすべての人々が様々な圧政や貧困等により、生きる希望が奪われることのない社会である、ということを確認しておきたいと思います。

私たちは以上のような視点に則って、平和を大切にする 気持ちと、それを実現していく行動力を持つ生徒を育てて いくことが求められています。

#### 男女共生教育の推進のために

男女雇用機会均等法の改正や男女共同参画社会基本法の制定など、男女平等のための法的な整備が進み、男女共生社会を実現するための様々な施策が進められています。しかし社会の慣習、慣行や、人々の意識や行動の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、性別による固定した役割分担意識が根強く残っています。このことはあらゆる分野で性別に関わらずすべての人の能力を生かすことを阻んでしまいます。

生徒たちは生まれてからずっと、このような意識に取り込まれて育ち、同様の意識を持って生活し、社会に出ていくことが懸念されます。さらにそれを助長するように学校の中では、例えば必要以上の男女別の取り扱いなど「隠れたカリキュラム」の問題が指摘されています。生徒や教員がこれらの問題を積極的に論議していくことにより固定観念を変えていける取り組みが必要です。

性同一性障害などトランスジェンダーの問題にも目を向けていく必要があります。このような生徒の存在はまだほとんど認知されていませんが、私たちの目の前にいる生徒がこのことで悩んでいる可能性があります。それだけ自分の立場を明らかにできないほどの差別意識が、社会や生徒たちの中にあるとも思われます。トランスジェンダーについてきちんと理解し、差別意識を克服していく取り組みを始めなければなりません。

これらの課題をさらに、家族観や労働観を含めて自分の 生き方を考えることにまでつなげていくことも必要です。 性差にとらわれず、すべての人が自分の個性や能力を伸ば し、いきいきとできる社会、学校の実現をめざす教育の創 造を進めていきます。

#### HIVやハンセン病等の感染症に対する差別の問題

生徒たちの多くが持つ科学的認識の不十分さからくる、感染者に向けられる差別や偏見についての意識の見直しを促していくことが必要です。さらに、正しい知識や生活習慣を持つことにより感染を防ぐことができ、そのことが自分自身や自分が愛する人を守ることに繋がる「最大のワクチン」であることを啓発していくことについても、重要な課題として取り組んでいきたいと思います。

一方ハンセン病については、1996年それまで90年間続いた「らい予防法」がようやく廃止されました。しかし2003年、九州の温泉でハンセン病元患者に対する宿泊拒否問題が起こったことは、医学的にはほぼ克服された病気であるにもかかわらず、いまだ社会に根強く偏見が残っていることの現れと考えられます。「予防法」により進められた長年にわたる隔離政策が、啓発や教育による偏見の払拭を困難なものにしているのです。また、政府がそうした政策を執った背景から見えてくることや、部落問題との関わりについても留意しておく必要があります。

このような視点に立って、感染症等の問題と人権について積極的に取り組みを進めていきたいと思います。

#### 環境教育を人権の視点とつなごう

今、世界中で環境破壊が問題になっています。地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、ゴミの増加、ダイオキシン、食品添加物や農薬の乱用等、人間社会の利便性が向上する一方で大きな問題が生じてきています。

また、そこには先進国の経済発展や利便性の向上の陰で、 発展途上国の貧困や環境破壊の問題があります。

1972年「国連人間環境会議」以降、環境問題に対する関心が高まり、国家を超えた環境問題への取り組みも活発化し、環境教育もさかんになってきました。しかし、このままの状態でいけば、21世紀にどれだけ人類に良い環境を残せるでしょうか。私たちの命は自然(環境)の営みのなかで育まれ、成長し維持されていることをとらえ直したいものです。

今、私たち一人一人が環境問題を考え、一人からでも取り組める実践をしていくことで、環境を大切にしていく資質を養うことができます。何より、自然を大事にできるということは自分自身や人をいたわり、大切にできるということにつながります。そして人権を尊重する態度を養うことに通じると言えます。このような視点に立って、環境問題と人権について取り組んでいきたいと思います。

## その他の課題克服のために

豊かな教育内容を創造していくために、アイヌ・沖縄の

問題を、その歴史的経緯を正しく認識し、人権の視点から 捉え、多文化共生社会を創造する力をつけさせること、「子 どもの権利条約」の理念を学校教育の中に、どう具現化さ せていくかの課題、高齢者が尊重され、豊かに生きられる 社会の実現に関わる課題、児童・生徒への虐待やDVの問 題 等々の私たちの社会に浮かび上がってくる今日的な人 権課題について、積極的に研究・実践を進め、教育内容の 創造に取り組んでいきたいと思います。

## (4) 『なかま 高等学校』の有効な活用を

『なかま』は、奈良県の地域性や社会性をもとに、同和教育のテキストとして編集され、小・中・高校生に無償配布されてきました。2002年に発刊された『なかま 高等学校』は、「人権文化を創造し、21世紀を『人権と共生』の世紀とするためには、これまでの同和教育の成果の上に立って人権教育を構築するような教育内容を整えることが求められる」という『なかま』改訂懇話会の提言に基づき、全面改訂されたものです。読み物編とワーク編、資料編からなる『なかま 高等学校』は、読み物編とワーク編、資料編からなり、普遍的な視点と個別的な視点の両方向のアプローチから人権問題の解決に迫ることができる教材としてつくられています。2003年には、指導書も発刊されました。この『なかま 高等学校』を十分に活用しましょう。

本年度からは、次の改訂に向けて、内容の検討や教材・ 実践の収集や交流等にも積極的に取り組んでいきたいと思 います。

# 4、人権問題に取り組む生徒たちをつなぐ ようサポートしよう

# (1)生徒たちの活動をつなぎ、活動が広がり、 高まるようサポートしよう

高解研全体交流会や高校生・ヒューマンフェスティバルで見られる生徒たちの活動はしなやかな発想で広がりを見せています。「高校生・ヒューマンフェスティバル」での取り組みを例にとってみてもわかるように、いろいろな学校から様々な立場の生徒が参加し、活動が展開されています。また、意見交流会等の場で、生徒たちは自分の置かれている立場や抱えている問題等を自分のことばで語り、つながり合おうとします。それは聞いている者の心に響き、一人じゃない、頑張っていこうという元気と勇気となって受けとめられる場面が多々ありました。

解放研等の活動も、被差別の立場にある生徒たちを中心とした今までの形態から新しい形態へ、再構築したという学校が年々増えてきました。生徒たちは関心のある人権問題に主体的に取り組み、他の人権問題に取り組む人たちともつながっていこうとしています。このような活動をさら

に広げ、すべての生徒たちが自分の人権も他者の人権もと もに大切にしていこうとする意識を育むよう、今後もサポートしていくことが求められています。

生徒たちのこうした自主活動を多様な活動を互いに認め合い、つながりあえるようなかたちにさらに発展させていく必要があります。

## (2)ともに生き、ともに育つなかま集団づくり を進めよう

多くの生徒たちはそれぞれの生い立ちやくらしの中でいるいろな課題を抱えて生きています。そして、そのことを何とかしたいという気持ちが「荒れ」や問題行動となって現れることもあります。人とのつき合いが苦手で人間関係がうまく築けず、なかなかつながりあえない生徒も増えています。ホームルームでも、積極的な発言はほとんどなく、ようやく発言しても、あたりさわりのない建前の意見しか言わない生徒も多く見られます。また、集団の中にいても孤独を感じ居場所が見つからないと感じている生徒の姿もあります。

また、昨年来、「いじめ」に関わって子どもたちの自殺が相次ぐなど、大きな社会問題になっています。私たちは、これまでの取り組みの中で、ひとりひとりの「いたみ」をみんなが共有・共感できるなかまづくり、集団づくりを人権教育の重要な柱と位置づけてきました。こうした観点に立ち、「いじめ」を人権侵害であるととらえ、今まで以上にこの問題に取り組んでいく必要があると考えています。

私たちは、ありのままの自分がそのまま受け入れられ、 互いに認め合い、信頼感と安心感のある集団づくりをめざ し、ともに生き、ともに育つなかま集団づくりの取り組み をさらに進めていく必要があります。

## (3)地域とつながる生徒の育成を進めよう

学校内での活動から、さらに地域の人たちとのネットワークづくりをめざす活動へと広がりをみせている学校が増えつつあります。また、障害児教育諸学校と高等学校等との交流学習や障害児教育諸学校間の交流、学校と地域の合同の文化祭や人権問題への取り組み、ボランティア活動等生徒たちのネットワークも広がりつつあります。

このような取り組みを通して、生徒たちは地域を大切にすること、その地域にとって自分はかけがえのない存在であることを自覚するとともに、人とつながることの大切さを実感していきます。このことは生徒の生きる力を培うことにもつながります。私たちは地域とつながる自主的な活動をさらに進めていく必要があります。

# 5、生徒の自己実現に向けてサポ・ト体制を作ろう

## (1)確かな進路保障をめざして

私たちのめざす進路保障とは、学力をつけ就職や進学をさせることはもちろん、さまざまな社会の矛盾を自己の問題としてとらえることができ、自らの力で未来を切り拓いていける意欲と力量を持った生徒を育てることです。生徒たちがどれだけ学校や授業に魅力を感じることができるか、どれだけ「自ら学びたい」という意欲を持たせることができるかを考えなければなりません。

また、私たちは、教育の機会均等の視点で、奨学金制度の充実に向けて、関係機関と連携しながら取り組んできました。家庭状況の急変のために、保護者の経済的負担が増し、その結果、進学を断念したり、無理なアルバイトをするあまり高校を続けていくことすら困難な生徒たちが多くいます。奨学金制度がなければ進学率の低下や中退率の上昇はさけられません。教育は、就労の安定、生活水準の向上等、社会生活の基礎をなすものであり、このことは、どれほど社会が変化しようとも不変です。一人ひとりの生徒が将来展望を持ち、自らの力で進路を選択し、人生を切り拓いていけるように支援をしていくことが求められています。

奈良県高等学校等奨学金は、修学支援奨学金(以前の高等学校等奨学金にあたる)と育成奨学金(以前の日本育英会高校奨学金にあたるもの)の2つの型が設けられています。教育を受ける権利をすべての生徒に保障するためには、経済的理由で教育を受ける権利が侵害されること許されません。現在厳しい財政状況にあるとはいえ、さらに奨学金制度の充実を求めていきたいと考えます。

## (2)障害のある生徒や外国籍生徒の教育と進路 保障を推進しよう

全国的な不況の中、障害者の就労も年々厳しくなっている現状があります。障害児教育諸学校では障害が重度重複化する児童生徒が増える中で、懸命な進路保障の取り組みがなされています。また、高校においても障害のある生徒が今後増加していくことが予想されます。私たちは、障害者の「完全参加と平等」を実現するために、ひとりひとりの障害のある生徒にとって最適な教育は何かを検証しながら、豊かな教育内容の創造に努め、生徒の生きる力を向上させる障害者教育を進めていかねばなりません。

障害のある生徒や外国籍生徒と「ともに生きる」社会の 実現をめざして、これまでもさまざまな取り組みを進めて きました。その成果を踏まえ、それぞれの生徒の自己実現 を支えるという視点に立って、以下の取り組みをすすめて いきます。

障害のある生徒やその保護者の願いを受けとめ、その 生徒たちの必要な教育や進路を保障する。 外国籍生徒が、自身の力で未来を切り拓いていける意 欲や力量を身につけるための教育を保障し、主体的に進 路を選択できるよう取り組む。

# (3)校種間連携や家庭・地域との連携をさらに 深めよう

私たちのめざしている進路保障の観点からも、中学校等との連携をさらに深めていく必要があることはいうまでもありません。そのことを踏まえて本年度も取り組みを進めていきたいと思います。

毎年多くの中途退学者や留年者を出している現実を踏まえ、中途退学や留年の原因にもなっている不本意入学や学校生活に対する意欲の喪失を防ぐ意味からも、日常的に家庭・地域・中学校との連携を強めていく。また、奈人教とも引き続き連携を深めていく。

不登校・問題行動については、生徒の生活全体を見つめていく中で、保護者・地域との連携をも図りながら、生徒の自尊感情を高め、生徒に将来展望を持たせる取り組みを進める。

## (4)キャリア教育を推進しよう

いわゆる終身雇用制など、従来の雇用形態が崩れ、大きな社会変化が進んでいます。フリーターやニートが増加していることは、若者が社会参画から排除されていく傾向にもつながっていきます。このような状況の中で、生徒自身の主体的な自己実現に向けての、多様な進路選択が可能となるように意欲や能力を育て、勤労観、職業観を培い、社会人としての資質向上を図るためにキャリア教育を推進する必要があります。

卒業後は、単に就職するか進学するかという単純な選択ではなく、今日の多様な進路選択が可能な状況の中で、 生徒自身が主体的に、自らの生き方を踏まえた進路選択ができるように、私たちも情報を収集し、それを提供していく。

大学・専門学校への進学をサポートするために、各種 奨学金の意義にもとづいて情報を提供し、積極的な利用 を促す。

インターンシップ・企業見学等の生徒が進路選択をしていく際の手助けになる学習活動を積極的に構築していく。

## (5)近畿統一用紙の趣旨の深まりと広がりをめ ざそう

生徒たちの進路を保障し、卒業後の生き方を確立させる ために以下の課題の研究・実践に引き続き取り組んでいき たいと思います。

差別撤廃に向けた生き方と、働く者の権利を自覚して、

自らの生活を確立していける生徒を育てていく。

企業の差別選考や、選考時の不適切な言動や不必要な 血液・尿検査などのような人権侵害を許さず、生徒の就 職の機会均等の権利を完全に保障するために関係機関・ 団体と連携して取り組んでいく。また、公務員採用に関 わっても統一用紙の趣旨が徹底していくよう関係機関・ 団体と連携を進めていく。

就職や資格・免許取得に関する欠格条項の問題点について研究し、改善を求めていく。

統一用紙の趣旨が、就職だけでなく進学に際しても広まっていくよう、関係機関・団体と連携して取り組んでいく。

# 6、人権を基盤に据えた学校づくりをめざ そう

## (1)人権を学ぶ環境を整備しよう

人権教育を推進していくためには、学ぶ環境が人権を大切にした雰囲気になっていることや、教職員と生徒との人間関係において、人権が尊重されたものになっていることが重要です。

生徒は人との関わりを通して人権について学ぶことが多く、周囲の人々の考え、行動、生き方などをモデルとして、自分の考えや行動の規範をつくっていきます。そのため、一方が教え一方が学ぶという関係ではなく、ともに学ぼうとする関係が大事にされたり、大人の考え方を一方的に押しつけるのではなく、生徒自身の考えや経験がいかされているかなど、学校施設・設備の面も含めて、すべての教育活動において人権が大切にされる環境になっていることが必要です。

# (2)教職員全員で取り組む人権教育推進体制を 確立しよう

人権教育推進体制を確立させるためには、まず各校で今日まで積み上げられてきた成果と今後の課題を、全職員で共通理解していくことが必要です。その上で、生徒や保護者の願いを受け止めながら、人権尊重の精神を基盤に据えた学校づくりをめざし、条件整備や教育内容の創造につとめなければなりません。

また、人権教育を推進する体制づくりも、校内だけにと どまらず、地域・家庭や関係機関・団体とも有機的に結び ついたものでなければなりません。

# (3)人権教育推進のための教職員研修の充実を めざそう

人権教育を推進するためには、まず私たち教職員が人権

問題を、自身の課題として取り組む姿勢が求められます。

あわせて、具体的な差別の問題を通してのみ人権を語るのではなく、生き方や日常のくらしの中で人権という概念を具体的に捉えていく必要があります。そのためには、私たちが国内外の優れた手法に積極的に学び、人権感覚を高めることが大切です。

今後も、人権教育を推進するための研修会をさらに充実 させ、交流の場や情報を提供していきたいと考えます。

# (4)地域・家庭に開かれた学校づくりをすすめょう

社会が大きく変わろうとしている今、学校教育のあり方も大きな変革を求められています。私たちは、学校を「地域住民の教育への参画」という視点で見直し、保護者・地域住民・教職員が共同で教育を推進する「開かれた学校づくりと子育てのネットワークづくり」に取り組んでいくことが大切だと考えます。そのためには、地域・家庭・学校がそれぞれの課題を出しあいながら、お互いの連携を深めていかなければなりません。

## . 研究推進体制について

## 1、推進委員を核に全校体制で推進を

多くのところで再々述べられていることですが、人権教育は一部の教職員のみが実践するものではなく、一人ひとりの教職員が、それぞれの力量を活かしながら組織的に取り組んでいく必要があります。そのために、各校の人権教育研究推進の核として、本研究会推進委員の位置づけと任務を明確にする必要があります。その上で全教職員に共通理解をはかり、研究推進体制を点検し、全校体制で取り組む必要があります。そのことによって人権教育の理念が学校教育のあらゆる場面で生かされていくのではないでしょうか。

## 2、各部会の活動について

#### (1)推進委員会について

推進委員会は、本研究会の具体的活動について協議し、 共通理解を深める場です。また、互いの実践を交流し自校 の取り組みに反映させるために、研修を深める場でもあり ます。さまざまな課題克服のため、本年度は研修を充実さ せるとともに、議案の整理をおこない効率的な議事の運営 をめざします。

### (2)各種研究委員会について

各種研究委員会は、推進委員が各分野で提起された課題

に基づき、具体的に研究・研修を深める場であり、本研究 会の研究活動分野における中心的な役割を果たしています。 今日的な課題に基づいた研究活動を通し、各校の実践に

各種研究委員会は以下のとおりです。

部落問題学習 くらしと進路 なかま・自主活動 障害児(者)・特別支援教育 こころとからだ

## (3)各種連絡会議について

生かしていただきたいと思います。

各種連絡会議の5つの部会では、必要に応じて、人 権教育推進上の課題を明らかにしながら、実践交流を進 めていきたいと思います。

普通科高校 専門高校 定通制高校 障害児教育諸学校 私立学校

解放研等顧問連絡会議は、自主活動を進める先頭に 立つ教員の研修・実践交流の場です。各校での取り組 みに資する研修内容としていきたいと思います。

## (4)ブロック別ホームルーム研修会について

ブロック別ホームルーム研修会は、各校のホームルーム の公開を通して、互いに実践交流し、研修を深める場です。 今後とも、学びの場として多くの会員の参加を得て、さら に充実させていきたいと思います。

北部 A ブロック中・南部ブロック

## 3、関係機関・団体との連携等について

本研究会は人権教育推進上の諸課題を克服するため、県・県教育委員会等の行政、奈人教、奈人推協、県外教等の研究団体および部落解放同盟等の関係機関・団体とともに連携した取り組みを進めてきました。今後とも、これら関係機関・団体との連携を図りながら、自らの課題に取り組んでいきたいと思います。